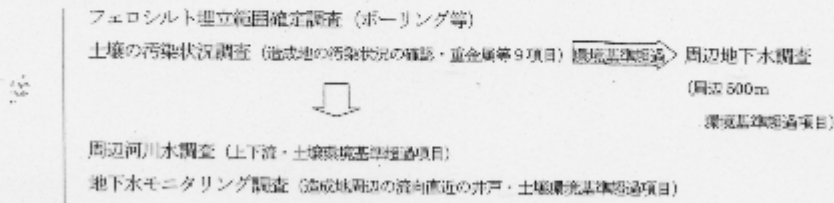


## 5. フェロシルト撤去における環境調査

環境調査における土壌、水質、放射線の検査は、計量証明事業者等の第三者機関に委託します。  
尚、検体採取時は、必ず岐阜県の立会の下実施します。

### 1) 撤去作業前



### 2) 撤去作業中

- 周辺河川水調査（上下流・土壌環境基準超過項目）
- 地下水モニタリング調査（造成地周辺の流向直近の井戸・土壌環境基準超過項目）  
撤去が県調査時から3ヶ月を経過する場合、3ヶ月ごとに実施します。

### 3) 撤去終了後

- 周辺河川水調査（上下流・土壌環境基準超過項目）
- 土壌の汚染状況調査（撤去後の敷地内及び周辺で汚染の有無の確認・土壌環境基準超過項目）
- 放射線調査（周辺地域、撤去前との比較）
- 埋め戻し土の土壌溶出試験（土壌環境基準全項目）
- 土壌の汚染状況調査により汚染のないことの確認後

### 4) 埋戻し作業開始

- 地下水モニタリング調査（敷地内の最下流部に観測井を設け、  
年4回、2年間継続して汚染のないことを確認する。土壌環境基準超過項目）